

清須市こども計画策定支援業務 プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「2 業務の内容」において掲げる業務を委託により実施する上で、委託事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

2 業務の内容

(1) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（契約は年度ごとに締結予定）

(2) 業務内容（詳細は別添仕様書のとおり）

本業務は、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に基づき策定する「清須市こども計画」に関し、本市の支援を行うものである。

(3) 提案上限額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和7年度 3,964,400 円

令和8年度 4,930,200 円

合 計 8,894,600 円

3 業務委託の方法

業務実施に当たっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された1者と令和7年度の業務仕様及び契約金額を令和7年度提案上限額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結する。

ただし、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとする。

なお、応募者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が評価基準を満たすと認められる場合は、その事業者と協議の上、委託契約を締結する。

また、清須市は令和7年度業務の受託者を相手方として、令和8年度に予定している清須市こども計画策定支援業務について別途契約を予定している（適性が認められない場合はこの限りではない。）。

4 参加資格

プロポーザルに参加を申し込む者（以下「参加者」という。）は次の全ての要件を満たす者とする。

(1) 清須市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 本プロポーザルの公告の日から受託候補者特定までの間、清須市の工事請負契約に係る指名停止等の措置規程（平成17年清須市訓令第34号）に基づく指名停止、及び清須市が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年清須市訓令第3号）に基づく排除措置を受けていない者であること。

(5) 令和7年6月1日現在、過去5年間に於ける愛知県内の自治体からのこども計画（子ども・子育て支援事業計画含む。）策定支援業務の受託実績を有する者であるこ

と。

- (6) 仕様書に定める業務を遂行するために必要とされる知識・経験を有する者を当該事務に従事させることができる者であること。

5 参加の手続き

(1) 提出期限及び提出方法

提出書類全てを令和7年6月27日（金）正午までに、下記「11 連絡先」の担当者まで持参により提出すること（郵送不可）。

(2) 提出書類

提出書類、様式及び提出部数は、次表のとおりとする。

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数	注意事項
1	参加申込書	A 4	1 部	
2	誓約書	A 4	1 部	
3	会社概要書	A 4	1 部	
任意	企画提案書（※）	A 4	1 0 部	①・②
4	業務実施担当者調書	A 4	1 0 部	①・③
5	業務実績調書	A 4	1 0 部	①・④
6	参考見積書	A 4	1 部	⑤

※1者につき1案とし、次項「(4) 企画提案書の内容」に沿って記載すること。

【注意事項】

- ① 部数は10部（正1部・副9部）とし、副本は、社名・ロゴマーク等、参加者が特定される事項を記載しないこと。
- ② 「(3) 企画提案書の内容」に沿って、「1 実施方針（基本的な考え方）」から「4 代替案、重要事項の指摘等」についてそれぞれA4で1枚、「5 特定テーマ①」から「6 特定テーマ②」についてA4で12枚以内にまとめること（表紙は除き、合計でA4片面16枚以内）。
- ③ 本業務の実施責任者及び担当者について記載すること。
- ④ 令和7年6月1日現在、過去5年間における愛知県内の自治体からのこども計画策定支援業務の受託実績について全て記載すること。なお、受託実績を確認するため契約書等の写しを添付すること。
- ⑤ 業務の項目別（仕様書の「5 業務内容」の項目を参照）、実施年度別の見積金額も添付すること。なお、見積金額は税抜き価格とすること。

(3) 企画提案書の内容

項 目	提 案 内 容
1 実施方針 （基本的な考え方）	○業務全体に関して、仕様書を踏まえてどのような方針で取り組むのかを記載すること。
2 実施手順	○業務の実施手順とその手法を記載すること。
3 実施スケジュール	○業務の実施スケジュールを簡潔に記載すること。 ○令和7年度分、令和8年度分に分けて記載すること。
4 代替案、重要事項 の指摘等	○業務内容に関する代替案、問題点・解決策がある場合は記載すること。

5 特定テーマ①	○清須市こども計画策定の進め方 取り組み方法（意見集約方法など）について具体的に記載すること。
6 特定テーマ②	○清須市こども計画と連動した行政評価システム 取り組み方法について具体的に記載すること。

(4) 提出書類の取扱い等

- ① 提出書類は返却しない。
- ② 採用となった企画提案書については、公開の対象とする。
なお、不採用となった企画提案書について情報公開請求があった場合は、提案者の意見を踏まえた上で、清須市が対応について判断する。
- ③ 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- ④ 提出書類を受け付けた後の追加及び修正は一切認めない。
- ⑤ 書類の提出後、清須市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- ⑥ 参加申込書等を提出した者は、この実施要領に同意したものとみなす。
- ⑦ 採用案の著作権は発注者に帰属する。

6 審査方法及び審査基準など

(1) 審査方法

清須市の職員（福祉・教育部門）8名で構成する審査委員会において、企画提案書による書類審査を行い、受託候補者として1者を選定する。

(2) 審査基準

No.	評価項目	評価の着眼点	配点
1	事業所の所在地	本社及び支店等の所在地	30
2	業務実績	愛知県内の他自治体での業務実績	
3	業務従事者の経験及び能力	資格、業務実績、専任性	
4	業務実施方針	業務の理解度、課題認識の的確性	70
5	業務の実施手順、実施スケジュール等	実施手順及び実施スケジュールの妥当性、有益な重要事項等の指摘	
6	特定テーマ（①～②）	的確性、実現性、独創性	
7	個人情報管理	適切な個人情報の取り扱い	
8	企画提案書の構成	企画提案書の内容の分かりやすさ	

(3) 合格基準

書類審査においては、次のとおり合格基準（以下「基準」という。）を設ける。

- ① 審査員の合計点数が480点（800点×6割）であること。
- ② 合計点数が最も高い者であっても、上記の基準に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

(4) 審査結果

令和7年7月7日（月）午前9時までに、清須市ホームページで公表するとともに、参加者全員に、電子メールで通知する。

なお、審査内容・経過については公表しない。

また、結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

7 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期限
令和7年6月20日（金）午後5時まで
- (2) 質問書の提出方法
質問書（様式7）に記入の上、下記「11 連絡先」の担当宛てに電子メールにより提出すること（電子メール以外の方法は受け付けない。）。
なお、件名は「清須市こども計画策定支援業務に関する質問」とすること。
また、提出する場合は、清須市健康福祉部こども家庭課に対して電話での着信確認を行うこととする。
- (3) 質問に対する回答
令和7年6月23日（月）午後1時までに、質問者名を伏せて、質問内容と回答を清須市ホームページでまとめて公表する。

8 失格条項

参加者が次の事項に該当すると清須市が判断した場合は失格とする。
ただし、清須市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 参加資格がないと認められた場合
- (2) 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- (3) 談合その他の不正行為が行われたと認められた場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (5) 参加申込書に申請者の記名・押印がない場合
- (6) 提案上限額を超える金額で参考見積書を提出した場合
- (7) 企画提案書を複数提出した場合
- (8) その他本要領を遵守しない場合

9 契約の締結（実施）

- (1) 受託候補者選定後、候補者は清須市と委託業務について、契約に必要な事項を協議（「仕様書」及び「企画提案書」の内容を基本とするが、協議の結果、必要があれば訂正、追加、削除等を行う。）した後、契約を締結する。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手を決定する。
 - ① 受託候補者が契約の締結を辞退したとき
 - ② 契約締結時までに上記「4 参加資格」を欠いていることが判明したとき
 - ③ 契約締結時までに上記「8 失格条項」に該当していることが判明したとき
 - ④ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
 - ⑤ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合
- (3) 契約保証金等、契約に当たっては清須市契約規則（平成17年7月7日規則第50号）に基づくこととする。
- (4) 契約に当たっては、受託候補者は参考見積書に記載している見積金額を基に、改めて見積書を提出すること。

10 スケジュール

項 目	日 程 (予 定)
公募開始	令和7年6月12日(木)から
質問の受付	令和7年6月20日(金)午後5時まで 質問書「様式7」に記入の上、件名は「清須市こども計画策定支援業務に関する質問」として電子メールにより提出すること。 なお、提出する場合は、清須市健康福祉部こども家庭課に対して電話での着信確認を行うこと。
質問の回答	令和7年6月23日(月)午後1時までに、質問者名を伏せて、質問内容と回答を清須市ホームページでまとめて公表する。
企画提案書等応募書類提出期限	令和7年6月27日(金)正午までに、清須市健康福祉部こども家庭課まで提出書類を持参すること。
選定結果通知	令和7年7月7日(月)午前9時までに、清須市ホームページで公表するとともに、参加者全員に電子メールで通知する。

11 連絡先

〒452-8569

愛知県清須市須ヶ口1238番地

清須市役所 北館2階

健康福祉部こども家庭課 こども育成係 (小出・早川)

電 話 (052) 400-2911 内線2150

F A X (052) 400-2963

電子メール kodomokatei@city.kiyosu.lg.jp